

ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

東京 2020 オリンピック開催に関連して、当町はギリシャ共和国の「復興ありがとうホストタウン」に登録されたことを受け、2020 年に小・中学生に対してオリンピック教育を行い、オリンピックとギリシャ共和国の文化に理解を深めてきた。更に東京オリンピックの聖火リレーがスタートした「Jヴィレッジ」が立地する当町は、今後オリンピックの理解を深めながら、聖火の採火地である、ギリシャ共和国オリンピア市と友好都関係を築き、交流を深めていきたいと考えている。

そのため本業務は、オリンピア市との友好関係の確立と交流促進により、異文化に対する理解と、豊かな人間形成を図ることを目指し、ギリシャ共和国オリンピア市訪問を行うものである。

本業務を遂行するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに最適な者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務委託

### (2) 訪問先

ギリシャ共和国オリンピア市 他

### (3) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### (4) 訪問期間

令和 5 年 1 1 月中旬から 1 2 月中旬

### (5) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### (6) 委託上限額

1 1, 4 5 2 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

### (7) 発注者及び担当

福島県檜葉町政策企画課 遠藤 山内 三浦

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6

電 話 0240-23-6103 メール [kikaku-n@town.naraha.lg.jp](mailto:kikaku-n@town.naraha.lg.jp)

### 3 参加要件

(1) 次の要件を備えた者であること。

- ① 法人等を設立して10年以上経過していること。
- ② 令和5・6年度檜葉町入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日に、福島県内において工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の有資格業者に対する指名停止（昭和61年10月1日訓令1号）による指名の停止を受けていない者であること。
- ③ ②の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、受付期限までに受理を受けた者であること。  
※入札参加資格申請については、本プロポーザルに参加意向のある事業者様のみ有効とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。

(7) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9条）に該当しない者。

### 4 プロポーザルの方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

本プロポーザルは、参加表明書及び企画提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権1者、次点者を1者選定する。

(2) スケジュール

公告	令和5年6月15日（木）
質問書の提出	令和5年6月20日（火）17時まで
質問書への回答	令和5年6月22日（木）以降
令和5・6年檜葉町入札参加資格申請受付	令和5年6月30日（金）17時まで
参加表明書・企画提案書の受付	令和5年7月7日（金）17時まで

参加要件審査	令和 5 年 7 月 7 日（金）
プレゼンテーション等実施通知	令和 5 年 7 月 7 日（金） ※電話及びメールで通知
プレゼンテーション ヒアリング・審査	令和 5 年 7 月 11 日（火）14 時予定
選定結果の通知	令和 5 年 7 月 12 日（水）（予定）
審査結果の公表	令和 5 年 7 月 12 日（水）（予定）
見積書の提出	選定結果の通知に記載する。
契約締結	見積書提出日以降かつ契約保証金を納付 確認後速やかに契約を締結する。

## 5 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出

### 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成すること。

#### (1) 交付資料

- ①（様式 1） 参加表明書
- ②（任意様式） 会社概要
- ③（様式 2） 業務実績書

#### (2) 参加表明書の作成要領

参加表明書の提出者は、3 参加要件を満たす者であること。

#### (3) 企画提案書

- ①（様式 3） 企画提案書
- ②（任意様式）本事業の執行体制
- ③（任意様式）派遣地でのプログラム
- ④（任意様式）宿泊施設情報
- ⑤（任意様式）派遣先での安全管理体制（緊急時対応・危機管理体制等）
- ⑥（任意様式）見積書

#### (3) 企画提案書の作成要領

企画提案書の様式は、様式 3（A4 判）に示すとおりとする。

執行体制、派遣地でのプログラム、宿泊施設情報、派遣地での安全管理体制の様式については任意とするが、「A4 判用紙」を使用すること。

#### (4) 提出方法

##### ① 受付期間

本プロポーザルの公告日から令和 5 年 7 月 7 日（金）17 時まで

② 提出先

本要領 2(7)に掲げる担当

③ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝を除く 9 時～17 時に受付ける

(5) その他

① 質疑を確認のうえ記載、提出すること。

② 提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

③ 参加表明書提出後にこれを取り下げる場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 6 参加表明書及び企画提案書に対する質問

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

① 質問書（様式 4）を使用すること。

② 令和 5 年 6 月 20 日（火）17 時までに提出すること。

③ 本要領 2(6)に掲げる担当宛に電子メールで提出すること。また、電子メールのタイトルを「【プロポーザル質問】」とすること。

(3) 回答方法

令和 5 年 6 月 22 日（木）以降、質問のあったすべての者に対して電子メールで回答するほか、町 HP に回答を掲載する。なお、業者の指名数及び名称に関する質問には回答しない。

## 7 ヒアリング及び審査

(1) ヒアリング及び審査要領

プロポーザル参加者より提出された企画提案書等をもとにヒアリングを実施した上で、(2) 評価の方法により審査する。ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として特定しない

(2) 企画提案審査

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日 時 令和 5 年 7 月 11 日（火）14 時予定

イ 会 場 檜葉町役場 3 階大会議室

ウ 出席者 本業務に係る総括責任者他 1 事業者 2 名以内とする。

エ その他

- ・プレゼンテーションは1事業者15分(準備時間を含む)以内とし、その後5分程度のヒアリングを行う。
- ・参加者毎の開始時間は別途通知する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プロジェクターの使用は可能とし、使用する場合は事前に事務局へ連絡すること。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、パソコンは持参すること。
- ・パネルの使用は認めない。

(3) 評価の方法

企画評価点の算出方法

企画提案書及びヒアリングの内容に応じ、下記①、②の評価項目毎に評価を行う。なお、企画評価点の最高点数は100点とする。

- ①会社概要及び業務実績
- ②実施方法など

企画評価の得点合計 = ①の評価点 + ②の評価点

(4) 企画評価点を算出するための基準

企画提案書及びヒアリングの内容についての評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

- ① 会社概要及び業務実績

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準		
業務実績	過去5年以内に完了した同種・類似業務の実績	<実績値> 業務実績を1件につき、下記の点数を加算する。 ○ギリシャ/20点 ○英語を公用語・準公用語とする国/5点 ○その他の国/1点	実績値10点未満	0
			実績値10点以上～20点未満	3
			実績値20点以上～30点未満	6
			実績値30点以上～40点未満	9
			実績値40点以上～50点未満	12
			実績値50点以上	15
その他	本社または事業所の所在地		福島県外	0
			福島県内	5
合計				20

## ②実施方針など

(評価にあたっては企画資料及びヒアリングの内容により総合的に判断を行う)

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
提案の趣旨	実施の目的・狙いに沿った提案であり、高い効果が期待できる企画内容である。		10
滞在先の手配	滞在先が安全面・交通面の配慮ができており、且つ仕様書(案)に沿った滞在先が提案されているか。		10
交通手段の手配	円滑に進めるための交通手段が確保されており、緊急時には柔軟に、且つ迅速な対応が可能であるか。		10
研修の実施	事前研修の実施内容、回数、実施体制等が明確に記載されているか。		10
全体行程	実施までの全体スケジュール及び海外派遣の行程について、明確に記載されているか。		10
価格評価	見積価格が最も安価だった事業者に10点 (以降安価順に8点、6点、4点、2点)		10
緊急時対応・危機	現地及び移動中の事故、急病、災害等が発生した場合の対応について、明確に記載されており、現地スタッフの体制(組織、業務内容、役割分担、問合せ)		10

管 理	可能時間等) について明確に記載されているか。 また、国内及び現地における即応体制の構築ができているか。	
特記 事項	檜葉町が提示した要件以外で、提案者が有用である と考える提案内容が明確に記載されているか。	10
合 計		80

(5) 評価内容の担保

本プロポーザルに参加する事業者は、企画提案書に「本業務の遂行体制、派遣日程、派遣地での安全管理」の内容を明記し、その内容を適切に遂行すること。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年7月12日(予定)に書面で通知する。

- ① 審査の結果、優先交渉権者及び次点者となった企画提案の提案者を特定し、その旨を通知する。
- ② 審査の結果、優先交渉権者及び次点者に特定しなかった企画提案の提案者に対しては、特定しなかった旨を通知する。

(7) 審査結果の公表

審査終了後、檜葉町ホームページに優先交渉権者及び次点者の名称及び全ての評価値を公表し、優先交渉権者及び次点者以外の名称は非公表とする。

## 8 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載及び重大な不備があった場合
- (3) 本プロポーザルの公告以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す要件を欠くこととなった場合
- (5) 履行が困難と認められるに至った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合
- (7) 本業務の費用が委託上限額を超えている場合
- (8) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない事情が認められた場合

## 9 契約の締結等

(1) 随意契約にかかる見積聴取

① 檜葉町は優先交渉権者となった者をギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務にかかる随意契約の見積聴取の相手方とするものとする。ただし、優先交渉権者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当することとなった場合、又は檜葉町長から指名停止を受けた場合、事故等により契約が不能となった場合には、次点者を見積聴取相手方とする。

② 審査委員会で特定された優先交渉権者に当該業務にかかる海外派遣業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 業務名

ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務委託

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

(4) 業務内容

ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務 一式

※派遣業務は、檜葉町が定める契約書のほか、ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務委託に伴う業務仕様書によるものとする。

(5) 提案上限額

予算額 11,452千円（消費税含む）以内とする。

(6) 契約者

檜葉町

(7) 契約保証金及び前払金

ギリシャ共和国オリンピア市訪問事業業務委託契約書によるものとする。

(8) その他

① 具体的な業務の遂行にあたっては、企画提案に記載された内容を尊重するが、内容に変更等が生じる場合には、檜葉町と協議を行うこと。

② 契約事項の詳細については、檜葉町財務規則に準ずる。

## 10 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。